

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 2月22日	
【会社名】	株式会社ロジコム	
【英訳名】	Logicom, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本莊 良一	
【本店の所在の場所】	東京都東大和市立野二丁目 1 番地 3	
【電話番号】	042(565)2111（代表）	
【事務連絡者氏名】	管理部 総務セクション チーフマネージャー 中村 真一	
【最寄りの連絡場所】	東京都東大和市立野二丁目 1 番地 3	
【電話番号】	042(565)2111（代表）	
【事務連絡者氏名】	管理部 総務セクション チーフマネージャー 中村 真一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	710,220,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	412,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年2月22日開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	412,200株	710,220,600	355,110,300
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	412,200株	710,220,600	355,110,300

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、355,110,300円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期日	申込証拠金（円）	払込期間
1,723	861.5	100株	平成28年3月11日	-	平成28年3月11日 ～平成28年3月15日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、申込期日に募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期間中に後記払込取扱場所へ払い込むものとします。

5. 発行価額の総額のうち、金子修氏に割り当てる募集株式406,300株に係る700,054,900円の払込みは米ドル貨で行うものとし、当該割当予定先は、当該金額を、当社が払込みを受ける日の午前10時現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客電信売・買相場（参考為替相場）の仲値で換算した米ドル貨をもって、払い込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ロジコム 管理部財務セクション	東京都東大和市立野二丁目1番地3

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東大和支店	東京都東大和市南街五丁目97番1号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
710,220,600	10,580,000	699,640,600

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用のうち、主なものは、本新株式の発行に伴う弁護士報酬、登記関連費用、価格算定費用及びその他諸費用（株式事務手数料、外部調査費用）であります。

#### （２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
株式会社ダヴィンチ・ホールディングス株式取得資金	699	平成28年3月

（注）１．具体的な使途について

第三者割当の方式による新株式（以下、「本新株式」という。）の発行による差引手取概算額合計約699百万円は、主として株式会社ダヴィンチ・ホールディングス（以下、「ダヴィンチ」といいます。）株式取得代金に充当する予定です。

当社は、不動産ファンド事業の更なる拡大のために、不動産ファンド事業を営む子会社などを有する持株会社であるダヴィンチの株式456,606株（ダヴィンチの発行済株式総数に対する割合：約29%）を金子修氏及び同氏の親族3名から取得することを、本日開催の当社取締役会にて決議しており、当該売主との間で株式売買契約を締結します。株式売買契約においては、当社が本株式の発行による資金調達を完了することが、ダヴィンチの株式売買の実行に係る停止条件とされます。

株式売買契約に従い、当社は、本件第三者割当増資の調達資金により、平成28年3月11日から15日の間に当該ダヴィンチの株式を取得する予定です。

あわせて、当社は、ダヴィンチとの間で資本業務提携契約を締結することを、本日開催の当社取締役会にて決議し、ダヴィンチとの間で資本業務提携に係る基本合意書を締結いたしました。資本業務提携のうち、資本提携については、当社がダヴィンチの株式を保有するものであり、業務提携については、不動産ファンドに関する情報・ノウハウの共有、当社グループとダヴィンチグループ間の人的交流、及び不動産ファンド業務における連携を行うものです。

上記資本業務提携に係る基本合意書において、ダヴィンチは、平成28年3月末までに開催される同社の定時株主総会において、当社が指名する取締役候補者4名及び監査役候補者1名を、それぞれダヴィンチの取締役及び監査役として選任する議案を提案すること及びダヴィンチの現任取締役3名のうち2名並びに監査役1名が、定時株主総会の終結時をもって退任することに合意しております。定時株主総会で取締役選任が承認されることにより、ダヴィンチの取締役の過半が当社が指名する取締役となることから、資本業務提携がより強固なものとなります。以上のことから、ダヴィンチは当社の関連会社となる予定です。なお、ダヴィンチの株式の売主である金子氏他3名は、当該取締役及び監査役の選任議案について、賛成する旨の議決権行使を行うことを合意しています。また、退任予定のダヴィンチの現任取締役2名はいずれも管理部門を管掌する取締役であることから、当該2名の現任取締役が退任したとしても、業務提携の目的に影響は無いと考えております。

業務提携における具体的な取り組みとして、協同での不動産ファンドの組成や海外投資家の開拓、ヘルスケア施設に関するノウハウや情報の交換等を行っていくことを検討しておりますが、このような取り組みを行うに際して、単なる業務提携だけではなく、ダヴィンチ株式の保有という資本提携もあわせて行うことで取締役や監査役を派遣することが可能になり、一層積極的かつ強固な協同を推進することにより、業務提携の目的の達成がより確実なものになると考えております。

ダヴィンチは不動産投資顧問業を目的として平成10年8月に設立され、「投資家とともに成長する」という経営方針のもと、豊富な海外投資家とのネットワークを活用して不動産ファンドやJ-REITの組成・運営を行ってまいり、最盛期には1兆円を超える運用残高がありました。株式取得代金について、ダヴィンチが上記の通り有する不動産ファンド事業に関する経験、ノウハウ、ネットワーク、人材は、ダヴィンチとの間で締結した資本業務提携を通して、当社が進める不動産ファンド事業の更なる発展に向けて効果を生み、当社の企業価値向上に大きく寄与するものと考えております。

なお、差引手取概算額ではダヴィンチ株式取得代金に対して1百万円の不足が生じますが、不足分については当社の自己資金をもって充てたいします。

## (取得価格の算定根拠)

ダヴィンチ株式取得の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関である株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス(以下、「AMS」といいます。)にダヴィンチの株式価値の算定を依頼いたしました。

AMSは、ダヴィンチの株式価値の算定の評価方法として、ダヴィンチの純資産を基礎として、資産及び負債を個別評価し、純資産を修正する修正純資産法を採用しております。これは、ダヴィンチが既存の事業を縮小し、新たな事業展開による事業計画を策定していることから、事業計画の不確実性が高く、事業計画に基づく評価方法であるディスカウント・キャッシュ・フロー法の採用が適切でない判断すると共に、ダヴィンチの保有する資産に着目した評価方法である修正純資産法の採用が適切と判断したためです。当社としても純資産から算定する方法は不動産投資事業が中心のダヴィンチの株式価値を算定する方法としては合理的であると判断しております。

AMSが株式価値の算定の基礎としたダヴィンチの純資産は、当社及びAMSがダヴィンチの経営陣に対してヒアリングを行い、その評価額を加減したうえで見込んだものであるため、合理的であると判断しており、AMSが修正純資産法により算定した結果を参考に当社及びダヴィンチ株式の売主間で当該価額を決定し、取得価額の総額は700百万円となりました。

## 2. 対象会社の概要(平成27年6月30日時点)

(1) 名称	株式会社ダヴィンチ・ホールディングス		
(2) 所在地	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 樋笠 裕介		
(4) 事業内容	持株会社		
(5) 資本金	1億円		
(6) 設立年月日	平成23年9月1日		
(7) 大株主及び持株比率	金子修		26.61%
	クレディ・スイス証券㈱		7.39%
	ザバンクオブニューヨーク ノントリーティー ジャスデックアカウント		4.61%
(8) 提出者と対象会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 対象会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結純資産	23,375百万円	4,464百万円	4,741百万円
連結総資産	425,624百万円	140,385百万円	9,759百万円
1株当たり連結純資産	3,334.83円	2,177.97円	1,839.94円
連結売上高	14,561百万円	202,912百万円	112,735百万円
連結営業利益	3,541百万円	31,301百万円	1,042百万円
連結経常利益	3,558百万円	44,218百万円	48百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,990百万円	1,701百万円	6,151百万円
1株当たり連結当期純利益	1,287.58円	1,101.16円	3,979.86円
1株当たり配当金	-円	-円	-円

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a．割当予定先の概要

氏名	金子 修
住所	La Canada, California, USA
職業の内容	該当事項はありません。

#### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

#### a．割当予定先の概要

氏名	小山 努	
住所	東京都千代田区	
職業の内容	勤務先の名称等	株式会社LCパートナーズ 代表取締役
	所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号
	事業の概要	金融商品取引業

#### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社取締役、当社の100%子会社である株式会社LCパートナーズの代表取締役、当社の100%子会社である株式会社LCレンディングの取締役
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

#### c．割当予定先の選定理由

##### < 本新株式の発行の目的及び理由 >

当社は創業以来、東京都郊外の三多摩地区及び埼玉県西部を地盤としたサブリース事業を営んでまいりました。現在では140物件以上を管理しており、平成27年12月末時点の空床率は約1.2%と、新規の貸し出しの余地がほぼ無い高稼働となり、経営の安定に寄与しております。そして近年では、安定的なサブリース事業を基礎として、新たな成長を創出すべく、“「安定の創出」から「成長の創出」へ”をモットーに、当社の100%子会社である株式会社LCパートナーズ（以下、「LCパートナーズ」といいます。）を中心として不動産ファンド事業に進出し、積極的な物件取得を行っております。

特に、地方における生活密着型の中小規模の商業施設については、J-REITや他の不動産ファンドとの取得競争があまり無く、不動産投資が活況な現在の市場環境においても、比較的利回りの良い物件を確保できており、LCパートナーズがアセット・マネジャーを務める不動産ファンドの総額は200億円を超えて参りました。

このような中、不動産ファンド事業の更なる展開のためには、取得対象物件の拡大及び不動産ファンドに対して投資を行う投資家との取引拡充が欠かせないと考えております。取得対象物件の拡大については、来たる高齢化社会に備えて医療施設や介護施設等のヘルスケア施設の需要増加が見込まれることから、今後はヘルスケア施設への取り組みを強化していく方針としております。また、不動産ファンドに対して投資を行う投資家との取引拡充につ

いては、特に海外の投資家が日本の不動産の安定的なパフォーマンスの良さに着目している状況があることから、海外投資家との取引拡充を図っていく方針としております。

こういった取得対象物件の拡大及び投資家との取引拡充を効果的に行っていくためには、これらの取り組みについての経験やノウハウが豊富な事業パートナーとなることを期待できるダヴィンチに対して投資を行うことで資本提携を行うとともに、あわせて同社との業務提携も行うことで、経験やノウハウの更なる獲得を行うことが不可欠であると考え、このような資本業務提携を含む戦略的投資を行うために、本第三者割当増資を行うことといたしました。

#### < 割当予定先を選定した理由 >

当社は、今般の第三者割当による本新株式の発行に当たり、十分な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、割当先を検討してまいりました。

割当予定先の金子修氏は、ダヴィンチの創業者であります。ダヴィンチは不動産投資顧問業を目的として平成10年8月に設立され、「投資家とともに成長する」という経営方針のもと、豊富な海外投資家とのネットワークを活用して不動産ファンドやJ-REITの組成・運営を行ってまいり、最盛期には1兆円を超える運用残高がありました。

また、現在居住する米国においても金子修氏の経験やネットワークは維持されており、上記の通り当社が目指す今後の不動産ファンドの方向性と合致するものであり、また金子修氏からも当社の戦略についての理解が得られ、今後の当社の事業展開に対する協力についての強い意欲が示されたことから割当予定先としてふさわしいと判断いたしました。金子修氏の協力を得ることで、新しい不動産ファンドの戦略を構築したり、金子修氏が有する海外投資家のネットワークをLCパートナーズが運営する不動産ファンドと結び付けたりすることで、当社の不動産ファンド事業が更なる飛躍を迎えることが可能となります。なお、本新株式の割当てにより金子修氏は当社の大株主となりますが、同氏は当社が目指す今後の不動産ファンドの戦略について理解を示し、当社の企業価値向上に向けて最大限に協力する意向であることから、株式についても長期で保有する方針であり、当社及び当社グループ企業の取締役に就任する意思がないことにより、今般同氏を割当予定先として選定することといたしました。

また、小山努氏は、平成21年のLCパートナーズの設定直後から代表取締役として参画し、LCパートナーズの業容拡大に高い貢献をしてまいりました。また平成27年6月からは当社の取締役に務めており、当社の不動産ファンドの戦略を立案するなどしております。このような中、当社の不動産ファンド事業の更なる展開の実現を目的とした本第三者割当増資について、本人が強い投資意欲を有していることが確認できたことから、割当予定先としてふさわしいと判断いたしました。

#### d. 割り当てようとする株式の数

金子修氏に割り当てる株式の数は406,300株であります。

小山努氏に割り当てる株式の数は5,900株であります。

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先である金子修氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、金子修氏からは当社の企業価値向上に向けて最大限に協力する意向であり、株式についても長期で保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

なお、当社は、金子修氏より、本新株式の割当日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

割当予定先である小山努氏は、当社の取締役及びLCパートナーズの代表取締役として、株式についても長期で保有する方針である旨の意向を表明していただいております。

なお、当社は、小山努氏より、本新株式の割当日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、今般割当予定先である金子修氏及び小山努氏に対して本新株式を発行することから、以下のとおり、本新株式の引受けに係る払込みに係る資金の保有状況について検討致しました。

当社は、金子修氏より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、自己資金として取引金融機関の利用可能な現金の状況を記載した書面の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、小山努氏より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社J Pリサーチ&コンサルティング:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、株式会社国際危機管理機構:東京都千代田区平河町一丁目1番8号)に調査を依頼して確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先である金子修氏及び小山努氏との協議の結果、平成27年9月末日(平成28年3月期第2四半期)時点の当社の1株当たり純資産と同等の1株1,723円といたしました。発行価額の決定に際しては、東京証券取引所における普通取引の終値を参考に用いる方法、東京証券取引所における普通取引の終値の一定期間における平均株価を参考に用いる方法、及び純資産価格による方法などを検討いたしました。が、近時の当社の東京証券取引所における普通取引の株価の変動が大きかったことから、割当予定先との協議の結果、固定的に定めることができる純資産による方法を採用することといたしました。

なお、本新株式の発行価額については、本新株式発行に係る取締役会決議の直前営業日の平成28年2月19日の東京証券取引所における普通取引の終値1,345円に対するプレミアム率は28.1%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,333円に対するプレミアム率は29.2%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均1,419円に対するプレミアム率は21.4%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,642円に対するプレミアム率は4.9%となっております。

かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員全員(社外取締役(監査等委員)3名を含む。)は、本新株式の発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を述べております。

### (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると診断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は412,200株であり、平成27年9月30日現在の当社発行済株式総数2,368,000株に対し17.4%(平成27年9月30日現在の当社議決権個数23,676に対して17.4%)であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、前述のとおり、当社の不動産ファンド事業の更なる展開のためには、割当予定先である金子修氏が有する豊富な経験やネットワークが大変重要であることから、割当先である金子修氏の当社に対する貢献が必要であると考えております。

この取り組みが結実すれば当社の業績が更に拡大することとなり、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。また、発行価額が本新株式発行に係る取締役会決議の直前営業日である平成28年2月19日の東京証券取引所における普通取引の終値1,345円に対して28.1%のプレミアムとなっていることから、既存株主の大きな不利益にはならないものと判断しております。

また、発行価額が当社の平成27年9月末日(平成28年3月期第2四半期)時点の当社の1株当たり純資産と同等の価格であることから、既存株主の大きな不利益にはならないものと判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
本庄 良一	東京都東大和市	776,800	32.80%	776,800	27.94%
金子 修	La Canada, California, USA	-	-	406,300	14.62%
本庄倉庫株式会社	東京都東大和市立野2-2-16	156,000	6.59%	156,000	5.61%
根本 昌明	東京都日野市	88,600	3.74%	88,600	3.19%
青山 英男	東京都世田谷区	86,200	3.64%	86,200	3.10%
有限会社ミロス	東京都新宿区西新宿3-3-23	71,600	3.02%	71,600	2.58%
黒田 透	島根県松江市	70,600	2.98%	70,600	2.54%
本庄 祐司	東京都東大和市	69,400	2.93%	69,400	2.50%
高須 隆司	愛知県高浜市	67,700	2.86%	67,700	2.44%
西本 洋	大阪府大阪市福島区	51,200	2.16%	51,200	1.84%
宮本 真理	神奈川県川崎市中原区	49,300	2.08%	49,300	1.77%
計	-	1,487,400	62.82%	1,893,700	68.12%

(注) 1. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、金子修氏及び小山努氏に割当てる予定の本新株式412,200株(議決権数4,122個)を加えて算出しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた追加事項は以下の通りです。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 新株式の発行による希薄化について

当社は不動産ファンド事業の更なる拡大のために行う戦略的投資のための資金調達を目的として、平成28年2月22日開催の取締役会において、金子修氏及び小山努氏を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は2,368,000株であり、新株式の発行により、412,200株（議決権の個数4,122個）の新株式が発行されることにより、平成27年9月30日の当社の発行済普通株式総数2,368,000株（議決権の数は23,676個）に対して17.4%（議決権の総数に対する割合は17.4%）の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達が新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 新株式の発行により期待する効果が得られないリスクについて

当社は、上記「新株式の発行による希薄化について」に記載の新株式の発行による手取金をもって、ダヴィンチの発行済株式総数の約29%を取得し、ダヴィンチとの間で資本業務提携を行うことにより、当社が進める不動産ファンド事業の更なる発展を目指しています。しかしながら、当社及びダヴィンチ株式の売主間の株式売買契約では、当社によるダヴィンチ株式の取得の実行は、新株式の発行による資金調達が完了することが停止条件とされ、新株式の全部又は一部が何らかの理由により発行されなかった場合には、当社によるダヴィンチ株式の取得は行われません。また、平成28年3月末までに開催予定のダヴィンチの定時株主総会において、必要な議決権の数を有する株主により賛成が得られないこと等により、当社が指名する取締役及び監査役が選任されなかった場合には、当社とダヴィンチとの間で、当社が企図する業務の協力関係が構築できない可能性があります。

当社によるダヴィンチ株式の取得並びに当社が指名するダヴィンチの取締役及び監査役の選任が実行された場合であっても、当社とダヴィンチとの業務提携又は金子修氏の支援による当社の不動産ファンド事業の業務拡大が、当社が期待するとおりを実現できる保証はありません。また、ダヴィンチが当社の関連会社となることにより、同社が当事者となっている訴訟その他の事業上のリスクが現実化した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円 総額23,678,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

青山英男、本荘良一、涌井弘行、小山努を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

藤本竜哉、尾崎明雄、守重知量、野中明人を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額150百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とするものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	14,709	13	0	(注)1	可決 99.91
第2号議案	14,710	12	0	(注)2	可決 99.92
第3号議案				(注)3	
青山 英男	14,705	17	0		可決 99.88
本荘 良一	14,706	16	0		可決 99.89
涌井 弘行	14,705	17	0		可決 99.88
小山 努	14,669	53	0		可決 99.64
第4号議案				(注)3	
藤本 竜哉	14,707	15	0		可決 99.90
尾崎 明雄	14,706	16	0		可決 99.89
守重 知量	14,705	17	0		可決 99.88
野中 明人	14,706	16	0		可決 99.89
第5号議案	14,704	18	0	(注)1	可決 99.88

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

## (平成27年8月18日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

平成27年8月17日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社を解散し、清算することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : SJ Almaden, Inc.

住所 : 300 Montgomery Street, Suite 528 San Francisco, California U.S.A.

代表者の氏名 : William J. Neverett, President/CEO.

資本金 : 116万USドル

事業の内容 : 不動産賃貸関連事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：116万USドル

異動後： - 万USドル

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後： - %

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社の特定子会社であるSJ Almaden, Inc.は、米国カリフォルニア州所在の不動産の所有及び賃貸を事業内容としておりましたが、(平成27年6月30日に)当該不動産を売却したことに伴い、その事業活動が終了いたしますので、解散することといたします。

異動の年月日：平成27年10月に清算終了(予定)

(平成28年2月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年2月22日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議しております。これにより当社の主要株主に異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの 金子 修

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 - 個

異動後 4,063個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 14.6%

「総株主等の議決権に対する割合」の計算における総株主等の議決権の数については、平成27年9月30日時点の総株主等の議決権の数23,676個に、第三者割当増資に伴い増加する議決権数4,122個を加えて算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年3月11日から平成28年3月15日までのいずれかの日(予定)(本第三者割当の払込みがなされる日)

(4) その他の事項

総株主等の議決権の数 23,676個

本報告書提出日現在の発行済株式総数 23,680,000株

本報告書提出日現在の資本金の額 844,188,400円

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月19日

株式会社ロジコム

取締役会 御中

## 赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒	崎	知	岳
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	顕	三
--------------------	-------	---	---	---	---

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロジコムの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロジコム及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ロジコムの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社ロジコムが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

株式会社ロジコム

取締役会 御中

### 赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 崎 知 岳  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 顕 三  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロジコムの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロジコムの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社ロジコム  
取締役会 御中

### 赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒 崎 知 岳指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 顕 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロジコムの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロジコム及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は融資手数料について支払時に一括して費用計上していたが第1四半期連結会計期間より借入期間で均等償却する方法に変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。